

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5 杉選第 346 号
					議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 6 年第 36 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和 6 年 11 月 27 日 (水)		午前 10 時 00 分から 午前 10 時 30 分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	協議事項	公職選挙法等改正要望事項について			了承
委員長	これから令和 6 年第 36 回の定例会を開催します。				
	＜公職選挙法等改正要望事項について＞				
委員長	協議事項について事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>公職選挙法等改正要望事項についてです。11 月 22 日の特別区選挙管理委員会連合会の係長級の会議体である主任書記会で全ての提案について各区で「要望する、要望しない」とその理由を議論することになりました。事務局で(案)を作成しましたので、資料 1 枚目の中央区の提案から関係法令、要望内容、要望理由、杉並区として意見、「要望する、しない」とその理由を説明しますので議論いただきたいと思います。まず、中央区の提案ですが、選挙運動用ポスター(5 号ポスター)(以下「5 号ポスター」という。)及び、掲示場の使用等に関する要望です。(1)関係法令は公職選挙法(以下「法」という。)143 条、同法 150 条の 2(品位保持)、同法 167 条(選挙公報の発行)です。要望内容は 5 号ポスターに候補者氏名・写真を義務付け、団体等の代表者に氏名・写真を掲示する場合は候補者の 1/2 以下の面積とする、掲示場の第三者への提供を禁止する内容になっています。5 号ポスターの内容に法 150 条の 2(品位保持)の規定を適用し、違反した場合は罰則を設けるとしています。また、選挙公報に党首名、党首等の似顔絵を掲載する場合は候補者の 1/2 以下の面積とする内容になっています。(2)要望理由ですが令和 6 年の都知事選挙で、5 号ポスターに候補者以外の氏名や写真の掲載、公序良俗に反する疑いのある 5 号ポスターの掲示、選挙公報においても公報本文に党首名、党首等の似顔絵が大きく掲載され、有権者の混乱を招いたとなっています。本区の意見は要望するで、「同じ内容の提案をしている区が 7 区あるので、内容の同じ項目については極力併合するようにします。但し、5 号ポスターの面積の制限を「同等以下」、選挙公報については「本文欄の 1/3 以下」へ修正を提案します。」としました。次に、港区の提案ですが公正・公平な選挙執行について、(1)関係法令は、法全般の改正(特に 1 条、129 条から 178 条の 3)を求めるものです。(2)要望内容は、法に基づく適正な執行の観点から、新たな選挙課題に対応できる制度改正となっています。(3)要望理由</p>				

<p>局長</p>	<p>は、選挙をめぐる新たな課題に対応するため、関係法令の整備を要望するとなっています。本区の見解は、要望しないで、選挙運動全般の改正を求めています。投票も含め、DX化なども視野に入れて丁寧に議論していく必要があると考えました。次に、新宿区ですが3項目あり、1項目目は、利益提供を引き換えにした選挙運動用文書図画の利用権の禁止で(1)関係法令は、法142、143条、(2)要望内容は、選挙運動用文書図画の利用権等の供与の禁止、(3)要望理由は、令和6年の都知事選挙において5号ポスターの掲示に関し第三者への供与行為がありました。この問題が葉書やビラに及ぶ可能性があるため選挙運動用文書図画全般に利用権等の供与を禁止することが望ましいとの内容です。本区の見解は、要望するで、中央区の提案に5号ポスターだけでなく、葉書やビラを加えるよう提案しました。新宿区の2項目目5号ポスターへの品位保持ですが、(1)関係法令は、法144条、法155条の2、(2)要望内容は、法144条に法150条の2の準用規定を設ける内容です。(3)要望理由は、令和6年の都知事選挙におけるわいせつが疑われるポスターの掲示があり、5号ポスターにも品位保持の規定を適用すべきとの内容です。当区の見解は要望するとして、中央区案に併合する提案をしています。新宿区の3項目目は5号ポスターの法定記載事項に候補者氏名を加えることです。(1)関係法令は、法144条第5項、(2)要望内容は、5号ポスターの法定記載事項に候補者氏名を加えること、(3)要望理由は、令和6年の都知事選挙において候補者でない者の5号ポスターが貼られ有権者が混乱したことを踏まえ、改正要望する内容です。本区の見解は、中央区案に併合して要望する提案としました。杉並区は2項目あります。杉並区1項目目は5号ポスターの二次元バーコードの規制です。(1)関係法令は法142条の3、法143条、法144条で、(2)要望内容は、二次元バーコードへのアクセスを候補者の政見等に限定すること、(3)要望理由は、令和6年の都知事選挙の5号ポスターに掲載された二次元バーコードの一部に商品販売やアダルトサイトへ繋がるものがあり、小中学生が携帯等で読み込んだ場合の影響を鑑み規制する必要があるとの内容です。本区の見解は、中央区案に併合して提案するとしました。杉並区の2項目目は掲示場枠の譲渡規制です。(1)関係法令は、法143条、法144条、法144条の2で、(2)要望内容は、掲示場の譲渡規制及び候補者以外の顔写真の掲載禁止の条文の新設です。(3)要望理由は、令和6年の都知事選挙で掲示場を候補者でない者へ提供することにより、有権者の混乱、選挙の公平性が損なわれたことを挙げる内容です。本区の見解は、中央区案に併合し要望するとしました。次に葛飾区ですが、掲示場への5号ポスターと認められない物の掲載禁止で、(1)関係法令は、法143条、(2)要望内容は法143条に5号ポスターと認められない物の掲載禁止を明記する、(3)要望理由は、令和6年都知事選挙において掲示場に5号ポスターと認められない物の掲示が多数発生し有権者の混乱を招いたとなっています。本区の見解は中央区案に併合し要望するとしました。次に江戸川区ですが天災その他避けることができない事故による投票所の閉鎖で、(1)関係法令は、法40条、法53条、法施行令44条、(2)要望内容は、法40条に天災その他避けることのできない事故により安全確保上必要な場合に投票時刻の変更や一時閉鎖、投票箱の一時閉鎖となっており、(3)要望理由は、大地震の発生や、風水害等で選挙人や従事者の安全確保から条文に明記するとなっています。本区の見解は天災その他避けることのできない事故により安全確保上必要な場合に関する条項を別に設けることを提案し要望するとしました。説明は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>質問はありませんか。</p>

委員長	港区の要望は生かすべきと考えます。公職選挙法は昭和 25 年にできた法律です。現在の社会情勢とは全くあっておりません。本来は全面改訂すべきものと考えます。
与島委員	私も委員長の意見と同じです。
法規担当係長	今回の改正要望事項ですが、法全般の改正では時間がかかり、改正すべき点がそのままになることが想定されます。少しずつ、改正していくのが現実的と考えます。
職務代理	江戸川区の提案ですが、改正した場合具体的にどのように対応するのですか。
法規担当係長	杉並区の地域防災計画に選挙時の項目を盛り込み対応を行うことになると考えます。
委員長	江戸川区の提案もかなり大きな問題です。対応策等ある程度整ってから提案すべきものと考えます。なお、今回の改正要望事項は事務局に一任することを提案します。
一同	異議なし。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第 36 回定例会 令和 6 年 11 月 27 日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。